

IV 統計 豆 辞 典

統計調査と統計

統計法によると『統計調査』とは、行政機関等が『統計』の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいいます。たとえば「国勢統計」の作成を目的として行う統計調査が「国勢調査」です。『統計』と、それを作成する手段である『統計調査』は区別されているのです。

しかしこれまで、基幹統計の中に『統計』の名称と『統計調査』の名称とが同一になっているものがありました（例：統計の名称も「家計調査」、これを作成するための統計調査の名称も「家計調査」）。

このまま同一にしておくことは適当ではないため、今年3月、家計調査、毎月勤労統計調査など「〇〇調査」という名称であった7つの基幹統計の名称が、「〇〇統計」に改められました（家計統計、毎月勤労統計など）。ただし、皆様にご協力いただく『統計調査』の名称は変わりませんのでご注意ください。

詳しくは総務省統計局のホームページをご覧ください。<http://www.stat.go.jp/index.htm>